

○周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

変更後				変更前			
第1 (略) 第2 周波数割当表				第1 (略) 第2 周波数割当表			
第1表 (略)				第1表 (略)			
第2表 27.5MHz-10000MHz				第2表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配 (MHz)		無線局の目的		国内分配 (MHz)		無線局の目的	
(4)		(5)		(4)		(5)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
117.975-136 J16 J38 J39 J40 J41 J42	航空移動 (R)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		117.975-136 J16 J38 J39 J40 J41 J42	航空移動 (R)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
(略)		(略)		(略)		(略)	
226-251 J16 J39 J59 J60	移動	公共業務用 一般業務用		226-251 J16 J39 J59 J60	移動	公共業務用 一般業務用	
(略)		(略)		(略)		(略)	
406-406.1 J66 J67	移動衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 (衛星位置指示無線標識用) 一般業務用 (衛星位置指示無線標識用)	衛星位置指示無線標識用への割当では、406.025MHz、406.028MHz 又は 406.037MHz に限る。	406-406.1 J66 J67	移動衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 (衛星非常用位置指示無線標識用、航空機用救命無線機用、航空機用携帯無線機用) 一般業務用 (衛星非常用位置指示無線標識用、航空機用救命無線機用、航空機用携帯無線機用)	衛星非常用位置指示無線標識用、航空機用救命無線機用又は航空機用携帯無線機用への割当では、406.025MHz 又は 406.028MHz に限る。
(略)		(略)		(略)		(略)	
第3表 (略)				第3表 (略)			
国内周波数分配の脚注				国内周波数分配の脚注			
J1~J38 (略)				J1~J38 (略)			
J39				J39			
121.45-121.55MHz 及び 242.95-243.05MHz の周波数帯は、 <u>衛星位置指示無線標識</u> からの 121.5MHz 及び 243MHz の発射を衛星上で受信するため、移動衛星業務にも分配する。				121.45-121.55MHz 及び 242.95-243.05MHz の周波数帯は、 <u>衛星非常用位置指示無線標識</u> からの 121.5MHz 及び 243MHz の発射を衛星上で受信するため、移動衛星業務にも分配する。			
J40				J40			
この周波数帯においては、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。				この周波数帯においては、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。			
J41~J65 (略)				J41~J65 (略)			
J66				J66			
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、 <u>衛星位置指示無線標識</u> に限る。				移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、 <u>小電力の衛星非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機</u> に限る。			
J67				J67			
この周波数帯を使用する <u>衛星位置指示無線標識</u> に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。				この周波数帯を使用する <u>衛星非常用位置指示無線標識、航空機救命無線機及び航空機用携帯無線機</u> に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。			
J68~J210 (略)				J68~J210 (略)			
(以下略)				(以下略)			